

令和 3 年度戦略作物生産拡大支援
(新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業) 審査基準

戦略作物生産拡大支援（新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業）に係る審査基準は、それぞれ次のとおりとし、これに基づき審査を行い、補助金等交付候補者を決定する。

審査基準

- 本事業における審査項目（採点基準）及びポイントは、下表のとおりとする。
- 応募団体等ごとに採点（ポイント化）し、補助金等交付候補者を選定する。
- 審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合にあっては採択しないものとする。
 - ・ 過去 3 ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
 - ・ 効率性を除く 1 及び 2 の審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

1 持続的生産強化対策事業共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・ 事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・ 目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・ 目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画 の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・ 予算計画は妥当なものになっているか。 ・ 目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・ 事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制 の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・ 事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・ 特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・ 事業遂行に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

公益性 【国の支援の妥当性】	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5
	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	概ね認められる。	3
	・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	一部認められる。	1
		認められない。	0

2 新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 知見・専門性の評価項目	1 事業実施に必要な、米粉に関する知見や専門性を有していること。	5つ満たす。	5
	2 事業実施に必要な、米粉に関する知識や専門性を、外部の有識者からの意見等により補うことができる体制を有していること。	4つ満たす。	4
	3 事業実施に必要な、米粉用米生産者、米粉製造事業者等との連絡及び協力体制を有していること。	3つ満たす。	3
	4 事業実施に必要な、米粉製造業の経営に関する知見や専門性を有していること。	2つ満たす。	2
	5 事業の実施に必要な、米粉の輸出に関する知見を有していること。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
② 事業内容の妥当性の評価項目	1 事業内容が、米粉用米、米粉製品等の流通の現状を踏まえた実現可能なものであること。	5つ満たす。	5
	2 事業内容が、米粉の国内における需要拡大を見据えたものであること。	4つ満たす。	4
	3 事業内容が、米粉の輸出拡大を見据えたものであること。	3つ満たす。	3
	4 日本産米粉の優位性の認知度向上に効果的に寄与する内容であること。	2つ満たす。	2
	5 米粉用米の作付拡大に寄与する内容であること。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

(満点：30)